

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	丸 亀 市

丸亀市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 丸亀市 農林水産課
所在地 丸亀市大手町二丁目4番21号
電話番号 0877-24-8845
FAX番号 0877-24-8863
メールアドレス nosei-t@city.marugame.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア・スズメ・カラス・ニホンジカ・ニホンザル
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	丸亀市内全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲	26a	250千円
	果樹（桃）	6a	300千円
アライグマ	野菜	0.3a	5千円
ハクビシン	果樹	1a	21千円
ヌートリア	野菜	0.2a	5千円
スズメ	水稲	24a	234千円
カラス	麦類及び果樹（桃）	57a	950千円
ニホンジカ	—	—	—
ニホンザル	—	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>イノシシについては、果樹を除いて被害数値の増加は見られない一方で、捕獲頭数は増加傾向にある。（R1年：196頭、R2：256頭、R3年：292頭）また市街地付近での出没及び被害が増加している。</p> <p>アライグマ及びハクビシンについては、捕獲頭数は少ないものの、綾歌、飯山地区で住宅に住み着くほか、果樹等に被害が出ている。</p> <p>ヌートリアについては、島嶼部において被害が見られる。捕獲頭数は直近では減少している（R1年：21頭、R2年：22頭、R3年：8頭）が、水田の減少等による環境の変化で捕獲が難しくなっている状況があるため、生息数は減少していないと考えられる。</p> <p>スズメ及びカラスについては、被害数値は減少傾向にあるものの、市内全域において稲等への被害が継続している状況である。</p>

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	32a	550 千円	30a	510 千円
アライグマ	0.3a	5 千円	0.2a	4 千円
ハクビシン	1a	21 千円	0.8a	18 千円
ヌートリア	0.2a	5 千円	0.1a	3 千円
スズメ	24a	234 千円	22a	210 千円
カラス	57a	950 千円	52a	870 千円
ニホンジカ	—	—	—	—
ニホンザル	—	—	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会へのイノシシ、アライグマ、ヌートリア及びハクビシンの捕獲に対する補助（県＋市単）のほか、狩猟免許等の新規取得に係る経費の補助を行っている。	被害を引き起こすイノシシ加害群の効率的な捕獲が不十分である。市南部地域、島嶼部を中心に被害が継続しており、引き続いて捕獲及び増加の抑制が必要。 島嶼部におけるヌートリアの生息数に減少傾向が見られない。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシの侵入防止柵について、国の事業を活用した設置支援のほか、市単独での補助を行っている。	綾歌、飯山地区において果樹へのイノシシによる被害が拡大傾向にある。
生息環境管理その他取組	広報誌等の情報媒体を活用し、イノシシの生態や誘引しないための方策、遭遇した時の対処法等を周知している。	地域住民の高齢化により、防止対策（放任果樹の伐採等）の担い手が不足している。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

猟友会との連携を強化し、被害を引き起こすイノシシ加害群を効率的に捕獲するとともに侵入防止柵の設置を推進しながら、被害防止対策について住民に周知を行っていく。また、島嶼部におけるイノシシの捕獲体制を整備し、生息数の増加及び被害の拡大を防止する。

アライグマ及びハクビシンについては、防除従事者を確保することで住宅地周辺に住み着いた個体の捕獲を円滑に行うほか、田畑への自衛策を周知及び推進し、生活環境及び果樹等への被害の減少に努める。

カラス、スズメ及びヌートリアについても猟友会との連携を強化し、捕獲数の増加を図ることで被害の減少に繋げる。

なお、ニホンジカ及びニホンザルについては、本市では近年に被害の報告はないが、他市町村において生息域の拡大が報告されていることより、対象鳥獣として動向を注視していく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

被害を引き起こすイノシシは比較的移動範囲が限られていることから、被害地周辺において、効率的な捕獲に努めるようにする。

カラスの場合は有害鳥獣捕獲許可期間において、今後とも経験を有する猟友会を中心に捕獲体制を整える。

アライグマ・ヌートリアは特定外来生物のため、猟友会だけでなく、県の実施する防除従事者養成講習会を受講した者も捕獲できることから、受講者を確保し、猟友会と連携して捕獲に取り組む。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に

従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7	イノシシ	狩猟免許の取得の推進による捕獲員の確保。捕獲体制及び捕獲機材の整備に取り組む。
5～7	カラス・スズメ	狩猟免許の取得の推進による捕獲員の確保。捕獲体制及び捕獲機材の整備に取り組む。
5～7	アライグマ・ヌートリア	狩猟免許の取得の推進。防除従事者の確保。捕獲体制及び捕獲機材の整備に取り組む。
5～7	ニホンジカ・ニホンザル	狩猟免許の取得の推進による捕獲員の確保。捕獲体制及び捕獲機材の整備に取り組む。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>カラス、ヌートリア及びアライグマについては、近年の猟友会による有害捕獲実績を踏まえた捕獲数を計画している。</p> <p>また、イノシシについては、近年の実績により猟友会の有害捕獲が年間で約 450 頭見込まれる。さらに、集落と山の境界における果樹等への被害軽減を図るため、集落を囲うように山際に侵入防止柵を設置し、侵入路となる河川や道路に捕獲箱及びくくり罠を設置することで、年間約 90 頭の捕獲が見込まれる。これらにより 3 箇年で合計 1430 頭の捕獲を計画している。</p> <p>ニホンジカ及びニホンザルについては、生息域の拡大が見られることから、対象鳥獣として動向を注視しつつ、被害が出ることをないよう、目撃情報等があれば捕獲を行う。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	450 頭	480 頭	500 頭
カラス	250 羽	250 羽	250 羽
ヌートリア	20 匹	25 匹	30 匹
アライグマ	10 匹	10 匹	10 匹
ニホンジカ	3 頭	3 頭	3 頭
ニホンザル	1 匹	1 匹	1 匹

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
有害鳥獣捕獲期間中に許可を受けた狩猟免許所持者が、被害実態に応じて罠や銃による捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 2km	ワイヤーメッシュ柵 2km	ワイヤーメッシュ柵 2km
	電気柵 3km	電気柵 3km	電気柵 3km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	・地域住民による柵の管理 ・追払い活動 ・柵設置場所周辺での罾による有害捕獲	・地域住民による柵の管理 ・追払い活動 ・柵設置場所周辺での罾による有害捕獲	・地域住民による柵の管理 ・追払い活動 ・柵設置場所周辺での罾による有害捕獲

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7	イノシシ	里地里山の整備、放任果樹の除去等
5～7	ニホンジカ	里地里山の整備、放任果樹の除去等
5～7	ニホンザル	放任果樹の除去等
5～7	カラス・スズメ	放任果樹の除去等
5～7	ヌートリア	放任作物の除去等
5～7	アライグマ	放任作物の除去等
5～7	ハクビシン	放任作物の除去等

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
香川県みどり保全課	県庁関係各課及び県警本部に対し、情報提供を行う。

丸亀警察署	周辺住民への注意喚起を行い、被害の発生・拡大防止に努める。
丸亀市農林水産課	情報の収集・提供を行う。必要に応じて有害鳥獣捕獲許可証を発行する。
丸亀地区猟友会	追い払い、有害鳥獣捕獲を行う。
綾歌地区有害鳥獣対策協議会	追い払い、有害鳥獣捕獲を行う。
飯山地区有害鳥獣対策協議会	追い払い、有害鳥獣捕獲を行う。
丸亀市鳥獣被害対策実施隊	追い払い、有害鳥獣捕獲を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等を徹底する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	活用方法の検討
ペットフード	活用方法の検討
皮革	活用方法の検討
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	活用方法の検討

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	丸亀市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
J A 香川県丸亀支店	被害情報の提供、被害防止対策の実施
J A 香川県法勲寺支店	被害情報の提供、被害防止対策の実施
農業者代表	被害情報の提供
香川県農業共済組合仲多度支所	被害情報の提供、被害防止対策の実施
香川県農業共済組合中讃支所	被害情報の提供、被害防止対策の実施
丸亀地区猟友会	捕獲、追払、追上、被害防止対策の実施
綾歌地区有害鳥獣対策協議会	捕獲、追払、追上、被害防止対策の実施
飯山地区有害鳥獣対策協議会	捕獲、追払、追上、被害防止対策の実施
香川県中讃農業改良普及センター	被害防止に関する情報提供
丸亀市	事務局、被害情報の伝達・周知、被害防止対策の実施

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
本島漁業協同組合	被害情報の提供、被害防止対策の実施
丸亀市漁業協同組合	被害情報の提供、被害防止対策の実施

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

丸亀市鳥獣被害対策実施隊は丸亀市職員及び丸亀地区猟友会、綾歌地区有害鳥獣対策協議会、飯山地区有害鳥獣対策協議会の会員で構成し、本計画に掲げる対象鳥獣の捕獲をはじめとした被害防止施策の取り組む。

また、実施隊に隊長を置くほか、対象鳥獣捕獲員についても地区ごとに地区隊長を置き捕獲活動を統括することにより、各地区に適した対応を行い、効率的な鳥獣の捕獲等に努める。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

緊急時連絡体制

